

雲南市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査及び行政監査を実施したので、同条第9項の規定により公表する。

令和7年3月17日

雲南市監査委員 渡部 彰 夫  
雲南市監査委員 中村 辰 眞

令和6年度

定期監査及び行政監査報告書

雲南市監査委員

## 目 次

### 定期監査結果報告

第1	監査の種類	1
第2	監査の対象	1
第3	監査の期間	2
第4	監査の着眼点	2
第5	監査の実施内容	3
第6	監査の結果	3
第7	監査意見	6

### 行政監査結果報告

第1	監査の種類	10
第2	監査の対象	10
第3	監査の目的	10
第4	監査の期間	10
第5	監査の着眼点	10
第6	監査の実施内容	11
第7	監査の結果	11
第8	監査意見	17

### = 参考資料 =

(1)	市税等の収納状況	1
(2)	各種使用料等の収納状況	2

# 定期監査報告

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査  
なお、この監査は雲南市監査基準に準拠して実施した。

## 第2 監査の対象

令和6年度定期監査では次の事業等を監査対象とした。

部 局	課 (室)	対 象 事 業 等
政策企画部	政策推進課	若者チャレンジ推進事業
	地域振興課	多文化共生推進事業
総務部	人事課	人事管理事業
	管財課	庁舎施設整備事業、 普通財産貸付土地の収納状況
	情報システム課	電算総務管理事業
防災部	防災安全課	デジタル防災無線管理事業
市民環境部	市民生活課	福祉医療費・福祉医療受領委任高額療養費返還金の 収納状況
	環境政策課	脱炭素社会構築推進事業
	税務課	賦課事業、 市税・国民健康保険料等の賦課状況
	債権管理対策課	徴収事業、 市税等の収納状況・滞納対策
健康福祉部	健康福祉総務課	生活保護費返還金等の収納状況
	長寿障がい福祉課	高齢者生活支援ハウス事業
	予防接種対策室	予防接種事業
こども政策局	こども政策課	放課後児童対策事業、 保育所等保護者負担金・幼稚園使用料の収納状況
	こども家庭支援課	児童扶養手当返還金の収納状況
農林振興部	農業総務課	多根農村公園管理事業
	農業畜産課	大東堆肥センター管理事業

部 局	課 (室)	対 象 事 業 等
産業観光部	商工振興課	企業誘致推進事業
	産業施設課	観光施設整備事業、 管理施設の集客数及び施設等使用料の収納状況
建設部	農地整備課	令和3年単独農業用施設災害復旧事業
	都市計画課	かわまちづくり事業
	空き家対策室	空き家等緊急安全措置負担金の収納状況
	建築住宅課	住宅総務管理事業、 公営住宅使用料の収納状況
農業委員会事務局		農業委員会総務管理事業
教育委員会	教育総務課	学校給食管理事業（中央・大東・加茂）、 給食負担金の収納状況
	学校教育課	日本語指導支援事業、 就学援助費返還金の収納状況
	キャリア教育政策課	おんせんキャンパス運営事業
	文化財課	コウノトリ保護事業
人権センター		住宅新築資金等貸付金の収納状況
大東総合センター	自治振興課	出雲大東駅管理事業
加茂総合センター	自治振興課	鉄道対策事業
	市民福祉課	加茂健康福祉センター管理事業
木次総合センター	自治振興課	尾原地域づくり支援センター管理事業
	市民福祉課	生き甲斐と創造の作業場管理事業
三刀屋総合センター	市民福祉課	三刀屋健康福祉センター管理事業
上下水道局	営業課	水道メーター取替工事事務、 水道料金・下水道使用料の収納状況
	下水道課	農村整備事業
市立病院	経営課・掛合診療所	病院の運営状況・診療費の収納状況

### 第3 監査の期間

令和7年1月24日から令和7年2月6日まで

### 第4 監査の着眼点

- ① 事務の執行は、法令等に基づいて適正に行われているか。
- ② 工事発注及び業務委託の手続きは適正に行われているか。

- ③ 契約書等の関係書類は適正に整備されているか。
- ④ 市税・各種使用料等の収納状況は良好か。滞納整理事務は適正に行われているか。

## 第5 監査の実施内容

令和6年4月1日から令和6年11月30日までの市の財務に関する事務のうち、監査対象部局から主として業務委託、工事を対象として抽出した事業及び市税・各種使用料等の状況についてあらかじめ監査調書及び関係書類の提出を求め、一部事前調査を実施するとともに、監査当日、担当者からの聞き取り及び関係書類の監査を実施した。また、一部現地にて事業の実施状況等を調査・確認した。

## 第6 監査の結果

### 1. 事業、工事及び業務委託の執行状況について

32事業の執行状況、工事発注及び業務委託の手続きについて監査を行った。監査の結果、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されているものと認められた。しかし、下記の事務処理について、検討、改善を要する点が見受けられた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上の留意すべき軽微な事項等については、その都度担当職員に個別に指導を行ったので記述を省略した。

#### (1) 契約事務について

##### ① 契約書記載事項について

業務委託契約において、雲南市契約規則（以下「規則」という。）第31条に規定される契約書記載事項の一部を契約書に設けていないものが見受けられた。（複数課）

##### ② 業者提出書類について

契約及び指定管理については、規則又は基本協定書に基づき事務を処理することとなっているが、規則又は基本協定書に定められた書類等の提出がされていなかった。

（複数課）

##### ③ 自動更新条項を設定した契約について

1年間の自動更新条項を設定して、予算の裏付けがない状態で後年度における契約の継続の意思決定を行い、当初の契約期間の終了以降も契約を継続しているものがあった。

（1課）

##### ④ 随意契約理由について

随意契約理由書に、地方自治法施行令第167条の2第1項のうち何号に該当するものか記載のない随意契約が見受けられた。（複数課）

## 2. 市税・各種使用料等の収納状況及び滞納整理事務について

### (1) 市税・各種使用料等の収納状況（令和6年11月末時点）

市税・各種使用料等の収納状況は、参考資料（1）及び（2）のとおりである。監査の結果、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されているものと認められた。

### (2) 滞納整理事務について

34件の市税・各種使用料等の収納状況について監査を実施した。このうち、滞納繰越分に該当するものは27件であった。今年度は、令和5年度決算審査において未収金が計上された使用料等について、新たに追加した。監査の結果、下記の事務処理について、検討、改善を要する点が見受けられた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上の留意すべき軽微な事項等については、その都度担当職員に個別に指導を行ったので記述を省略した。

#### ① 滞納整理事務取扱要綱及びマニュアルの作成

雲南市債権管理適正化指針（以下「指針」という）では、滞納整理事務のスケジュール化、効率化を図るため債権所管部局ごとに「滞納整理事務取扱要綱」を定めることとなっている。

指針に基づき要綱等が定められているのは、保育所保育料、幼稚園使用料、学校給食負担金、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、児童扶養手当返還金のそれぞれ所管部局で、マニュアルとして整備されていたのは、生活保護費徴収金・返還金・返納金、市営住宅使用料、市立病院の個人医療費等の所管部局であった。

上下水道局については、今年度新たに下水道使用料滞納整理事務処理規程が策定された。

#### ② 債権管理台帳の作成

債権管理台帳は、滞納繰越分に該当する全てにおいて整備されていた。

#### ③ 滞納処分及び強制執行等の実施状況

強制徴収公債権の6件については滞納処分が行われていた。非強制徴収公債権、私債権については、近年強制執行等が行われていなかった。

#### ④ 財産調査の状況

強制徴収公債権の7件、非強制徴収公債権の1件については財産調査が行われていた。私債権については、財産調査が行われていなかった。

【滞納繰越分に該当するもの】

税目等（債権の名称）	会計区分	担当課（徴収）	債権の種類	時効期間
個人市民税	一般会計	債権管理対策課	強制徴収公債権	5年
固定資産税	一般会計	債権管理対策課	強制徴収公債権	5年
軽自動車税（種別割）	一般会計	債権管理対策課	強制徴収公債権	5年
法人市民税	一般会計	税務課	強制徴収公債権	5年
国民健康保険料	国民健康保険事業特別会計	債権管理対策課	強制徴収公債権	2年
後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療事業特別会計	債権管理対策課	強制徴収公債権	2年
保育所保護者負担金 （保育所保育料、認定こども園保育料）	一般会計	債権管理対策課	強制徴収公債権	5年
幼稚園使用料	一般会計	子ども政策課	私債権	2年
給食負担金	一般会計	教育総務課	私債権	5年
公営住宅使用料 （家賃、共益費、駐車場代合計）	一般会計	建築住宅課	私債権	5年
福祉医療費・福祉医療受領委任高額療養費返還金	一般会計	市民生活課	私債権	5年
生活保護費徴収金	一般会計	健康福祉総務課	強制徴収公債権	5年
生活保護費返還金・返納金	一般会計	健康福祉総務課	非強制徴収公債権	5年
普通財産貸付土地収入	一般会計	管財課	私債権	5年
空き家等緊急安全措置負担金	一般会計	空き家対策室	私債権	5年
住宅新築資金等貸付金	一般会計	人権センター	私債権	10年
児童扶養手当返還金	一般会計	こども家庭支援課	非強制徴収公債権	5年
就学援助費返還金	一般会計	学校教育課	非強制徴収公債権	5年
水道料金	水道事業会計	水道局営業課	私債権	5年
下水道使用料	下水道事業会計	水道局営業課	強制徴収公債権	5年
浄化槽使用料	下水道事業会計	水道局営業課	非強制徴収公債権	5年
個別排水処理施設使用料	下水道事業会計	水道局営業課	非強制徴収公債権	5年
農業集落排水施設使用料	下水道事業会計	水道局営業課	非強制徴収公債権	5年

簡易排水施設使用料	下水道事業会計	水道局営業課	非強制徴収公債権	5年
市立病院医療費（個人医療費）	病院事業会計	市立病院経営課	私債権	5年
訪問看護利用料（個人利用料）	病院事業会計	市立病院 訪問事業課	私債権	5年
掛合診療所医療費（個人医療費）	病院事業会計	市立病院 掛合診療所	私債権	5年

【滞納整理事務の状況】

表1 強制徴収公債権

	件数		合計
	有	無	
滞納整理事務取扱マニュアルの作成	7	2	9
債権管理台帳の有無	9	0	9
滞納処分の実施	6	3	9
財産調査の実施	7	2	9

表2 非強制徴収公債権

	件数		合計
	有	無	
滞納整理事務取扱マニュアルの作成	1	6	7
債権管理台帳の有無	7	0	7
強制執行等の実施	0	7	7
財産調査の実施	1	6	7

表3 私債権

	件数		合計
	有	無	
滞納整理事務取扱マニュアルの作成	4	7	11
債権管理台帳の有無	11	0	11
強制執行等の実施	1	10	11
財産調査の実施	0	11	11

## 第7 監査意見

### 1. 事業、工事及び業務委託の執行状況について

#### (1) 契約書について

業務委託及び工事等の契約事務は、規則に基づき事務処理することとし、契約書には、規則第31条に規定される「契約書の記載事項」を記載することになっている。雲南市では、契約担当課である総務部管財課から示された標準契約書を基にして、各部局で契約の種類・内容に応じた契約書を交わすこととされている。

規則第31条ただし書きによると「契約の種類又は目的により該当のない事項については、記載事項の一部を省略することができる。」とされているが、契約上の問題等が発生した際の双方のリスク・責任等を明確にするためにも、契約の内容に応じて、必要な事項については契約書に漏れなく記載するとともに、省略する事項についてはその理由を明確にしておく必要がある。

今回の監査では、一部の業務委託契約書において、契約保証金に関する事項や遅延利息に関する事項など、必要と思われる記載事項を設けていない点が見受けられた。

各部局においては、都度契約の内容を十分に理解した上で、標準契約書に基づき、契約書へ必要な事項を記載することを徹底し、適正な契約の締結に努めていただきたい。

#### (2) 自動更新条項について

昨年に続き業務委託契約において「契約期間終了の1ヶ月前までに双方申し出が無い場合は1年毎の自動更新とする。」といった自動更新契約が1件見受けられた。地方自治法第232条の3では「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けのない契約において、自動更新条項を設けることはできないこととなっている。次回の契約更新時に、受託者と協議し、改正されたい。

同様な自動更新契約がされていないか全部局においても点検されたい。

#### (3) 随意契約について

随意契約を締結する場合は、随意契約理由書において地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号のうち根拠となる号数を明記すべきところ、号数が示されていないものが散見された。

本来、地方公共団体の契約方法は一般競争入札を原則とし、随意契約はその例外規定として位置付けられていることから、随意契約を締結する場合には個々の契約ごとに契約

内容を客観的、総合的に判断し、公正性、経済性を確保しなければならない。

随意契約ガイドラインに基づき、管財課が示す「一般業務発注支援システム」を活用し、適正に随意契約を締結する根拠を示されたい。

## 2. 市税・各種使用料等の収納状況及び滞納整理事務について

### (1) 市税等の収納状況について

市税等の収納率については、物価高騰による影響が懸念されていたが、令和6年11月末現在、概ね前年同時期と同程度となっている。

税負担の公平性と歳入確保の観点から、引き続き、職員一人ひとりが一層、税に対する意識の高揚を図られ収納率の向上に努められたい。

### (2) 滞納整理事務について

市の債権は、公債権（強制徴収公債権・非強制徴収公債権）と私債権に分類され、それぞれの法令、条例及び規則等に基づき債権管理の適正化を図ることとなっている。これら債権の違いや法令根拠、手続等を十分理解しなければ適正な事務執行は望めない。

雲南市では市税等の滞納整理を積極的に行い、収入未済額の増大を防ぎ、収納率の向上を図るため、平成21年には雲南市私債権の管理に関する条例等の制定、翌年には、雲南市債権管理適正化指針が策定された。

近年の雲南市市税等滞納整理対策本部会議（以下「本部会議」という。）では、所管部局ごとに管理状況のヒアリングを実施し、マニュアルの整備や見直しについて協議された。さらに、私債権の担当者を中心に債権管理に関する研修を実施し、市全体での債権管理業務の向上に努められている。

また、非強制徴収公債権及び私債権を所管する部局では、債務者の財産状況の把握に一定の制限があることから、本部会議での情報共有等を行いながら債権管理に取り組まれている。そして、多重債務者や生活困窮者には、一方的な納税折衝とならないよう雲南市社会福祉協議会の生活困窮者支援窓口とも連絡調整を図りながら取り組まれている。

今回の監査では、滞納整理事務の適正性について重点的に監査を行った。その結果、次の点について取組まれるよう要望する。

#### ① 非強制徴収公債権・私債権について

非強制徴収公債権及び私債権については、近年は強制執行に取り組まれていない。私債権の中には、納期限から10年以上経過した債権もあり、所管課によって対応にばらつきがある。法令に抵触しない範囲での財産調査及び情報の共有化を図りながら、本部会

議において強制執行等の取組みを進められたい。

また、相当程度の債権回収努力を行った上で、滞納者の履行能力・状況によっては、その資産状況、徴収や起訴手続きにかかるコスト等を慎重に考慮した上で回収困難な私債権については、雲南市私債権の管理に関する条例に基づき、徴収停止や徴収猶予、債権放棄等の措置が考えられる。本部会議において、債務者の状況や債権管理のノウハウを共有し取組まれたい。なお、債権放棄にあたっては、他市で取組まれているように、債権放棄の可否を判定する仕組みの構築に向け取組まれたい。

## ② 滞納整理事務取扱要綱及びマニュアルについて

債権回収を公平、効率的に進めるためには、滞納整理事務取扱マニュアルが有用であると過去の監査でも意見してきた。今回の監査では、新たに滞納整理事務処理規程を作成した課や、実態に合うよう未収金管理事務取扱マニュアルの改正を行った課があり、マニュアルの有用性の認識が深まっていると感じた。未策定の所管課においても、マニュアルを整備し、適切な債権回収に努められたい。

## ③ まとめ

担当職員には、法務知識や執行方法、滞納者との接触、応対方法など様々な知識やスキルが求められる。本部会議において定期的な担当職員の研修を実施し、適正で公平な債権管理及び回収に取組まれたい。しかしながら、現在の本部会議の体制では法的にも人的にも制約がある。債権管理及び回収の一元化が図られる組織体制を構築され、そこで強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権を網羅した法務の統一的な条例の制定を検討されたい。

収入未済については、歳入がある所管課であれば今後、発生する可能性が十分に考えられる。人口減少等に伴う地方交付税の減額や金利、物価・人件費の上昇により厳しい財政状況の中、自主財源の確保は、市民福祉の増進を図る上で最重要課題である。そのため、収入率の向上や債権の回収の徹底については、全職員一人ひとりが収入未済に対する共通の意識を持って、積極的に取組まれることを望むものである。

# 行政監査報告

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査  
なお、この監査は雲南市監査基準に準拠して実施した。

## 第2 監査の対象

「災害備蓄品の整備・管理について」をテーマとし、防災部防災安全課（以下「防災部」という。）を対象とした。

## 第3 監査の目的

昨年8月に宮崎県で最大震度6弱を観測する地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が初めて発表され、被害が想定される地域では最大クラスの巨大な地震・津波を想定し地震対策の取組が総合的に進められている。

本市においては、令和3年7月に発生した豪雨災害により、39カ所の避難所が開設され、最大避難者数は574世帯、1,002人あり、その際、避難所への迅速な物資の供給や、物資の種類・数量が不足する等の課題があった。そこで、今後の災害備蓄の在り方等に関する方針として「雲南市備蓄計画」を令和5年3月に策定し、当該計画に基づき令和5年度から令和9年度までの5年度間で災害備蓄品の計画数量に対するその不足数量を購入し整備することとされた。

当該計画2年度目となる本年度の備蓄品の整備状況や管理状況を確認し、今後の防災対策に資することを目的として監査を実施した。

## 第4 監査の実施期間

令和7年1月24日から令和7年2月6日まで

## 第5 監査の着眼点

(1) 備蓄品は適切に管理されているか。

- ① 備蓄数量は確保されているか。
- ② 台帳等の整備が行われているか。
- ③ 備蓄品の調達方法は適正か。
- ④ 保存期限間近あるいは期限切れの飲料水、食料等について、有効な活用や処分が行われているか。

(2) 備蓄保管場所は適切に管理されているか。

- ① 保管場所は風水害等の影響を考慮した適切な場所か。
- ② 保管場所が適切に維持管理され、発災時に迅速に活用できる状況にあるか。
- ③ 品質管理がなされているか。

第6 監査の実施内容

防災部からあらかじめ監査資料の提出を求め事前調査を実施するとともに、監査当日、担当者からの聞き取り及び関係書類の監査を行った。備蓄品については、備蓄場所全61カ所のうち集配拠点2カ所、備蓄拠点2カ所の計4カ所を抽出し現地で担当者からの聞き取りを行うとともに、備蓄品管理状況の監査を行った。

第7 監査の結果

(1) 備蓄品は適切に管理されているか。

- ① 備蓄数量は確保されているか。

備蓄場所は、集配拠点7カ所（市役所及び各総合センター）と備蓄拠点54カ所（各交流センター、小中学校、加茂健康福祉センターかもてらす及び三刀屋文化体育館アスパル）の合計61カ所ある。その内、備蓄拠点であっても備蓄品が保管されていない場所が5カ所あった。一方、備蓄計画に掲載されていない備蓄品保管場所が15カ所あった。

令和6年11月末時点の災害備蓄品全体の整備状況は、【表1】のとおりである。

【表1】

備蓄品目・備蓄数量		令和6年11月末現在								
計画数量設定品目	品目	単位	計画数量	令和5年度 末数	令和6年度 購入数	令和6年度 処分数(※)	令和6年11 月末数	令和6年度 末計画数量	計画数量に対する 過不足高	(※) 処分理由・方法
食料・飲料水	アルファ化米(通常食)	食		4,153	200	102	4,251			防災訓練時消費等
	ビスケット	袋	6,855	1,690	0	0	1,690	6,260	-834	
	その他食料(通常食)	食		80	0	0	80			
	おかゆ	食	1,160	746	50	9	787	798	-373	災害時消費等
	液体ミルク	本	140	144	144	144	144		4	市内保育所・こども園へ提供
	飲料水	ℓ	2,409	2,133	96	48	2,181	2,152	-228	災害時消費等
生活必需品	毛布	枚	1,171	1,177	0	19	1,158	1,070	-13	廃棄
	紙おむつ(大人用)	枚	828	360	0	0	360	480	-468	
	紙おむつ(子供用)	枚	888	2,378	0	0	2,378	2,604	1,490	
	生理用品	枚	1,584	4,060	0	0	4,060	4,060	2,476	
	簡易トイレ	台	339	277	7	0	284	285	-55	
	トイレ用テント	基	30	18	2	0	20	17	-10	
	トイレ用ペーパー	ロール	3,390	4,000	0	0	4,000	2,784	610	
	給水袋・飲料水袋	袋	8,252	4,166	0	0	4,166	5,266	-4,086	
	哺乳瓶(使い切りタイプ)	本	140	96	96	0	192	192	52	
	防水シート(ブルーシート)	枚	1,632	902	0	0	902	1,275	-730	
	ごみ袋	袋	565	0	0	0	0	140	-565	
	救急箱	箱	30	15	0	0	15	18	-15	
避難所用更衣室テント(プライベートルーム)	基	113	124	0	0	124	110	11		
	避難所用間仕切り(ファミリールーム)	基	472	390	0	0	390	400	-82	
救助資機材	バケツ	個	19	0	0	0	0	0	-19	
	バール	本	19	0	0	0	0	0	-19	
	懐中電灯	個	128	10	0	0	10	40	-118	
	軍手	双	188	2,432	0	0	2,432		2,244	
	大型テント	張	6	5	0	0	5	4	-1	
	担架	台	6	0	0	0	0	3	-6	

その他備蓄品目	品目	単位	計画数量	令和5年度 末数	令和6年度 購入数	令和6年度 処分数(※)	令和6年11 月末数	令和6年度 末計画数量	計画数量に対す る過不足高	(※) 処分理由・方法
生活必需品	段ボール式ベッド	台		33	0	0	33			
	折りたたみ式ベッド	台		270	0	0	270			
	避難所用ベッド	台		2	0	0	2			
	投光器	台		17	0	0	17			
	発電機(ガス式)	基		9	0	0	9			
	発電機(ガソリン式)	基		19	0	0	19			
	ガソリン携行缶	個		5	2	0	7			
	カセットコンロ	個		8	0	0	8			
	カセットガス	本		183	0	0	183			
	ロールマット	枚		18	0	0	18			
	マスク(大人用)	枚		55,340	0	0	55,340			
	手指消毒剤	ℓ		324	0	0	324			
	除菌ウェットタオル	個		72	0	0	72			
	体温計	個		220	0	0	220			
炊き出しステーション	式		1	0	0	1				
救助資機材	プラスチック・ビニール手袋	組		23,800	0	0	23,800			
	ライフジャケット	着		35	0	0	35			
	土のう袋	袋		15,629	0	0	15,629			
	土のう袋制作器	台		1	0	0	1			
	スコップ	本		77	0	0	77			
	ロープ	m		130	0	0	130			

※防災部提供資料

備蓄計画に沿って12月以降にも購入が予定されている。

## ② 台帳等の整備が行われているか。

災害備蓄品の管理は、在庫管理サービス「KG ZAIKO」を令和5年度に導入し活用している。管理項目として、物品名ごとに数量、保管場所、使用期限等がある。登録は、防災部職員と各総合センター防災担当職員が物品購入時や使用・処分時など物品に移動があった際に行うこととしている。

登録方法について、統一したルールを設けていないため担当者それぞれで判断しており、登録する物品や登録を行うタイミングがまちまちとなっていた。そのため事前調査時には、KG ZAIKOシステム上の令和6年11月末現在数と令和5年度末数から令和6年度中の購入数と処分数を差し引きした数が一致せず、防災備蓄計画上の備蓄品の実際の在庫数の把握が即時にできなかった。

各交流センター以外の備蓄拠点である小中学校等については、令和4年度に配備後、物品の移動がなかったという理由もあるが、登録担当部署が未だ決まっておらず棚卸もされていなかった。小中学校に保管する物品は、児童生徒を保護する間（家庭への引き渡しをするまでの間）利用してもらうことを想定している。令和6年3月末で閉校した海潮中学校にもKG ZAIKOシステム上、現在も保管されていることになっている。配備した後、棚卸がされていないため実際に備蓄品があるのか、その管理はどうなっているのかを防災部は把握していなかった。

③ 備蓄品の調達方法は適正か。

令和6年11月末までの災害備蓄品の購入手続きは、雲南市財務規則に則り適正に行われていた。

④ 保存期限間近あるいは期限切れの飲料水、食料等について、有効な活用や処分が行われているか。

災害備蓄品のうち飲料水、食料等については保存期限がある。液体ミルクは毎年全量更新をすることとしており、令和6年度においても全量更新されていた。現有品の飲料水は5年または7年で、その他の食料のほとんどは5年の保存期限であった。保存期限まで1年を切った飲料水、食料等については、防災部で調整し有効活用することとしている。

活用方法として飲料水、食料等については、市内の防災啓発事業で使用するほか、雲南市社会福祉協議会のフードバンクに提供することとしている。令和6年度は、アルファ化米と飲料水を防災訓練時に使用したほか、液体ミルクをこども政策局を通じ市内の保育所とこども園へ無償提供していた。

(2) 備蓄保管場所は適切に管理されているか。

① 保管場所は風水害等の影響を考慮した適切な場所か。

現地調査を行った4カ所のうち、集配拠点である市役所の保管場所は本庁舎内の2階で浸水等の被害を受けない適切な場所であった。大東総合センターについては複数箇所に分けて保管されていた。その内の現地調査を行った大東交流センター横の防災倉庫については、平屋ではあるが浸水の可能性の低い場所であった。備蓄拠点の一つであるA交流センターは食料と衛生用品は建物内の調理室で、毛布、簡易トイレ等は屋外のプレハブ倉庫と分けてあり、保管場所は適切であった。B学校は、校舎に隣接したコンクリートブロックの建物内に受水槽に並んで保管されていた。浸水被害や直射日光による影響はないものの、壁面には水の滲んだ跡があり湿度等十分な考慮がされておらず、食料を保管するには適切とは言えない場所であった。(写真⑦～⑨)

防災部または各総合センターで管理状況が把握できている備蓄保管場所は【表2】のとおりである。【表2】のほかに水防倉庫6カ所は所管する総合センターが、掛合防災倉庫については防災部が管理している。小中学校22カ所については、管理状況を把握していなかった。

【表2】

※令和6年11月末現在（47カ所）

	施設名	具体的な保管場所（例：外倉庫、2階会議室前通路）	施錠の有無	照明の有無	表示の有無	害虫・ネズミ対策	浸水対策
	雲南市役所本庁舎	2階倉庫	有	有	有	無	有
	上下水道局	車庫1階、水源地倉庫1階	有	有	無	無	無
大東	大東総合センター	大東総合センター器具庫、倉庫、大東地域交流センター防災倉庫	有	有	無	無	有
	大東交流センター	防災倉庫	有	有	無	無	有
	春殖交流センター	倉庫	有	有	無	無	無
	幡屋交流センター	倉庫	有	有	無	無	有
	佐世交流センター	倉庫	有	有	無	無	有
	阿用交流センター	倉庫	有	有	無	無	有
	久野交流センター	倉庫	有	有	無	無	有
	海潮交流センター	倉庫	有	有	無	無	有
	塩田交流センター	倉庫	有	有	無	無	有
加茂	加茂総合センター	1階執務室書庫、3階（旧議長室・議会事務局室・議場）	有	有	有	無	有
	加茂交流センター	事務室内倉庫	有	有	無	無	無
	かもてらす	旧喫茶室	有	有	無	無	無
木次	木次総合センター	2階文書発送室、1階倉庫	有	有	有	無	有
	八日市交流センター	2階ホール	無	有	有	無	有
	三新塔交流センター	2階集会室	無	有	有	無	有
	新市交流センター	木次総合センター2階文書発送室	有	有	有	無	有
	下熊谷交流センター	2階図書資料室、農業指導室、1階研修室	有	有	有	無	有
	斐伊交流センター	研修室、屋外倉庫	有	有	有	無	無
	日登交流センター	1階物置	無	有	有	無	有
	西日登交流センター	ホール、屋外物置	有	有	有	無	有
	温泉交流センター	集会室	無	有	有	無	有
	チェリヴァホール	3階中会議室倉庫	有	有	有	無	有
	木次町郷土文化保存伝習施設	研修室押入	無	有	有	無	有
	国民宿舎清嵐荘	木次総合センター2階文書発送室	有	有	有	無	有
	尾原地域づくり支援センター	和室押入	無	有	有	無	有
三刀屋	三刀屋総合センター	2階倉庫、外倉庫	有	有	有	無	無
	三刀屋交流センター	2階倉庫、外倉庫	有	有	有	無	無
	一宮交流センター	がけ崩れに対する適用性が低い指定避難所として開設しない					
	飯石交流センター	集会室、外倉庫	有	屋内 有屋外 無	無	無	有
	鍋山交流センター	調理室、外倉庫	有	屋内 有屋外 無	無	無	有
	中野交流センター	外倉庫、旧中野小学校	有	屋内 有屋外 無	無	無	有
	三刀屋健康福祉センター	1階事務室	有	有	無	無	無
	アスパル	2階倉庫	有	有	有	無	有
吉田	吉田総合センター	警備員室前、倉庫、予備室、2階ホール、2階書庫	無	有	無	無	有
	吉田交流センター	階段下、事務所、外倉庫	有	有	無	無	有
	民谷交流センター	特別教室、倉庫	有	有	無	無	有
	田井交流センター	外倉庫、消防車庫、団体活動室	有	有	無	無	有
	吉田健康福祉センター	倉庫	有	有	無	無	有
	民谷集落センター	押し入れ	無	有	無	無	有

掛合	掛合総合センター	車庫	無	有	有	無	有
	掛合交流センター	会議室1・2・3横倉庫	有	有	有	無	有
	多根交流センター	駐車場横防災倉庫	有	無	有	無	有
	松笠交流センター	駐車場横防災倉庫	有	無	有	無	有
	波多交流センター	2F倉庫	有	有	有	無	有
	入間交流センター	1F備品庫	有	有	有	無	有

※防災部提供資料

⑦大東総合センター



⑧A交流センター



⑨B学校



② 保管場所が適切に維持管理され、発災時に迅速に活用できる状況にあるか。

現地調査した集配拠点の市役所については、備蓄品整備の途中ということもあるが購入したものが次々に搬入されており、倉庫の容量に対し備蓄品の量が多く十分な通路が確保されていなかった。また、災害備蓄品に表示もなく、効率よく搬出できる状態とは言えなかった。一方、大東総合センターの防災倉庫については、表示はされていなかったが、食料は避難所への搬出がスムーズに行えるよう数種類の物品が避難所ごとに組み合わせられて箱にセットされ、その箱にはラベルを貼付し内容物が分かるよう工夫されていた。

備蓄拠点のA交流センターでは、棚に物品名が表示され、保存期限が一目で分かるよう物品の置き方にも工夫がされていた。B学校では、食料の保管に適切とは言えない場所に段ボール箱が封をしないまま置いてあり、埃や害虫の侵入するおそれのある状態であった。

(写真㊸～㊻)

㊸市役所本庁舎



㊹大東総合センター



㊺A交流センター



㊻B学校



③ 品質管理がなされているか。

保管場所は、ネズミや虫の侵入、埃の発生を防ぐために隙間を塞ぐなど建物等に対策を取る必要があるが、今回現地調査した場所では対策が十分ではなかった。また、湿気によるカビ対策として備蓄品同士の適度な間隔も一つの方法であるが、保管場所の容量の問題と整理整頓が十分でないこともあり湿度の管理がされているとは言えなかった。

## 第8 監査意見

### (1) 備蓄品は適切に管理されているか。

「雲南市備蓄計画」の策定から1年経過後の令和6年6月に、備蓄計画数量について変更されている。変更の理由は、ほぼ毎年度改定される災害対応に従事する市職員の人数の増減のためであった。備蓄計画は5年計画である。その期間内に計画数量の大幅な増減がない状況での変更が必要なのか検討されたい。

また、計画数量を5か年かけて購入し整備する理由は、計画数量の不足分を一括購入すると使用期限（賞味期限）が一斉に到来し、再度一括購入する必要があるため、更新時期の均衡や年度間の支出の平準化を図るということは理解できる。しかしながら、計画数量に達する予定の令和9年度までの間は備蓄品が不足している状態となっており、その間に災害が発生した場合、十分な供給体制をとることが難しくなる。流通備蓄の協力事業者との連携強化を図られ十分な供給体制を整えられたい。

KG ZAIKO システムについて各担当者がそれぞれの考えで登録しているため、市の防災備蓄品でない物品が登録されていたり、在庫としてあるにもかかわらず登録されていない物品があったりしている。

防災備蓄品は、災害発生時に市民に供給されるまでは市の財産である。すべての備蓄保管場所の管理担当部署を速やかに決定した上で、棚卸やKG ZAIKO システムの登録方法を早急にルール化し適切な管理をされたい。

### (2) 備蓄保管場所は適切に管理されているか。

保管場所を屋外倉庫や1階としている所がある【表2】。確かに1階を保管場所とした方が搬出作業は効率が良い。しかし、浸水被害や屋外のプレハブ倉庫に至っては、温度、湿度変化が大きく備蓄品の品質が劣化する可能性が高い。搬出作業効率を考慮することも重要ではあるが、災害発生時の備蓄品の供給に支障がないよう、備蓄品の保管場所として適切な場所であるか各施設の確認を行い、必要があれば保管場所の変更や、変更することができない場合は浸水対策や品質の劣化対策を施すなどを検討されたい。

備蓄品は、災害発生時に速やかに供給できることが肝心である。整理整頓が十分されていない場合やスペースの都合上物品を混在させて保管せざるを得ないような場合は、迅速な搬出ができるよう整頓し直し、誰でもすぐに搬出できるよう表示をするなど早急に改善されたい。

災害備蓄品は、平時から災害発生時を想定した備蓄、供給体制づくりが重要である。備蓄品の品質管理や配給体制に関するマニュアル等を策定するなど、個々の備蓄場所の事情を勘案しつつも一定程度統一した対応をされるよう検討されたい。その上で各拠点の職員

との連携をより強化し、適切な管理・運用に努められたい。

今後も災害備蓄品の管理について、状況の変化に応じて適時、適切な見直しを行い、事前の備えに万全を期していただきたい。

# 参 考 資 料

(1) 市税等の収納状況

(2) 各種使用料等の収納状況

## (1) 市税等の収納状況 (令和6年11月末現在)

(単位:円、%)

区 分		予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	収納率 (C/B)
個人市民税	現年分	1,241,500,000	1,370,897,177	693,721,122	677,176,055	50.60
	滞納繰越分	2,000,000	9,913,181	3,474,248	6,438,933	35.05
	計	1,243,500,000	1,380,810,358	697,195,370	683,614,988	50.49
法人市民税	現年分	326,700,000	213,566,900	217,452,000	△ 3,885,100	101.82
	滞納繰越分	50,000	244,800	184,800	60,000	75.49
	計	326,750,000	213,811,700	217,636,800	△ 3,825,100	101.79
固定資産税	現年分	1,742,000,000	1,811,987,700	1,204,286,254	607,701,446	66.46
	滞納繰越分	2,642,000	23,404,681	4,077,287	19,327,394	17.42
	計	1,744,642,000	1,835,392,381	1,208,363,541	627,028,840	65.84
国有資産等所在市町村交付金及び納付金	現年分	31,469,000	31,470,600	31,470,600	0	100.00
	滞納繰越分	0	0	0	0	-
	計	31,469,000	31,470,600	31,470,600	0	100.00
軽自動車税(種別割)	現年分	158,935,000	159,587,200	158,848,500	738,700	99.54
	滞納繰越分	308,000	1,160,356	329,758	830,598	28.42
	計	159,243,000	160,747,556	159,178,258	1,569,298	99.02
軽自動車税(環境性能割)	現年分	16,590,000	9,861,500	9,861,500	0	100.00
	滞納繰越分	0	0	0	0	-
	計	16,590,000	9,861,500	9,861,500	0	100.00
市たばこ税	現年分	180,600,000	123,206,697	107,813,054	15,393,643	87.51
	滞納繰越分	0	0	0	0	-
	計	180,600,000	123,206,697	107,813,054	15,393,643	87.51
入湯税	現年分	2,174,000	1,276,950	1,276,950	0	100.00
	滞納繰越分	1,000	0	0	0	-
	計	2,175,000	1,276,950	1,276,950	0	100.00
小計	現年分	3,699,968,000	3,721,854,724	2,424,729,980	1,297,124,744	65.15
	滞納繰越分	5,001,000	34,723,018	8,066,093	26,656,925	23.23
	計	3,704,969,000	3,756,577,742	2,432,796,073	1,323,781,669	64.76
国民健康保険料	現年分	540,507,000	568,583,990	261,798,378	306,785,612	46.04
	滞納繰越分	5,220,000	15,781,366	7,506,569	8,274,797	47.57
	計	545,727,000	584,365,356	269,304,947	315,060,409	46.09
後期高齢者医療保険料	現年分	497,792,000	495,473,520	301,616,235	193,857,285	60.87
	滞納繰越分	1,000	279,065	215,370	63,695	77.18
	計	497,793,000	495,752,585	301,831,605	193,920,980	60.88
合計	現年分	4,738,267,000	4,785,912,234	2,988,144,593	1,797,767,641	62.44
	滞納繰越分	10,222,000	50,783,449	15,788,032	34,995,417	31.09
	計	4,748,489,000	4,836,695,683	3,003,932,625	1,832,763,058	62.11

(2) 各種使用料等の収納状況 (令和6年11月末現在)

①一般会計

(単位:円、%)

区 分		予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B)-(C)	収納率 (C/B)
保育所保護者負担金 (保育所保育料、認定こども 園保育料)	現年分	58,994,000	47,876,990	27,459,550	20,417,440	57.35
	滞納繰越分	3,000	380,410	104,720	275,690	27.53
	計	58,997,000	48,257,400	27,564,270	20,693,130	57.12
幼稚園使用料	現年分	—	—	—	—	—
	滞納繰越分	1,000	46,800	15,600	31,200	33.33
	計	1,000	46,800	15,600	31,200	33.33
学校給食負担金	現年分	157,320,405	139,385,700	86,020,849	53,364,851	61.71
	滞納繰越分	30,000	5,296,640	489,713	4,806,927	9.25
	計	157,350,405	144,682,340	86,510,562	58,171,778	59.79
公営住宅使用料(家賃、共 益費、駐車場代合計)	現年分	183,384,000	183,844,790	105,874,740	77,970,050	57.59
	滞納繰越分	200,000	1,191,020	149,320	1,041,700	12.54
	計	183,584,000	185,035,810	106,024,060	79,011,750	57.30
福祉医療費・福祉医療受領 委任高額療養費返還金	現年分	0	2,590,360	0	2,590,360	0.00
	滞納繰越分	0	813,458	30,400	783,058	3.74
	計	0	3,403,818	30,400	3,373,418	0.89
生活保護費徴収金・返還 金・返納金	現年分	11,000	437,044	364,999	72,045	83.52
	滞納繰越分	0	2,201,632	66,516	2,135,116	3.02
	計	11,000	2,638,676	431,515	2,207,161	16.35
普通財産貸付土地収入	現年分	903,000	2,070,971	2,028,351	42,620	97.94
	滞納繰越分	0	75,548	48,000	27,548	63.54
	計	903,000	2,146,519	2,076,351	70,168	96.73
空き家等緊急安全措置負担 金	現年分	300,000	0	0	0	—
	滞納繰越分	0	220,000	0	220,000	0.00
	計	300,000	220,000	0	220,000	0.00
住宅新築資金等貸付金	現年分	0	0	0	0	—
	滞納繰越分	11,649,594	11,649,594	40,000	11,609,594	0.34
	計	11,649,594	11,649,594	40,000	11,609,594	0.34
児童扶養手当返還金	現年分	0	0	0	0	—
	滞納繰越分	0	353,440	236,130	117,310	66.81
	計	0	353,440	236,130	117,310	66.81
就学援助費返還金	現年分	0	0	0	0	—
	滞納繰越分	66,433	66,433	44,800	21,633	67.44
	計	66,433	66,433	44,800	21,633	67.44

②公営企業会計

(単位:円、%)

区 分		予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	収納率 (C/B)
水道料金	現年分	860,054,000	577,494,770	500,988,725	76,506,045	86.75
	滞納繰越分	—	76,268,127	69,605,842	6,662,285	91.26
	計	860,054,000	653,762,897	570,594,567	83,168,330	87.28
下水道使用料	現年分	301,446,000	201,863,162	174,684,091	27,179,071	86.54
	滞納繰越分	—	25,410,746	23,782,453	1,628,293	93.59
	計	301,446,000	227,273,908	198,466,544	28,807,364	87.32
浄化槽市町村整備推進事業 分担金	現年分	4,534,000	3,282,000	3,185,000	97,000	97.04
	滞納繰越分	—	0	0	0	—
	計	4,534,000	3,282,000	3,185,000	97,000	97.04
農業集落排水事業費分担金	現年分	186,000	774,800	774,800	0	100.00
	滞納繰越分	—	0	0	0	—
	計	186,000	774,800	774,800	0	100.00
浄化槽使用料	現年分	138,995,000	92,523,944	71,538,896	20,985,048	77.32
	滞納繰越分	—	10,428,990	10,010,012	418,978	95.98
	計	138,995,000	102,952,934	81,548,908	21,404,026	79.21
個別排水処理施設使用料	現年分	1,602,000	1,101,709	967,929	133,780	87.86
	滞納繰越分	—	134,981	129,921	5,060	96.25
	計	1,602,000	1,236,690	1,097,850	138,840	88.77
農業集落排水施設使用料	現年分	142,594,000	94,913,547	82,591,813	12,321,734	87.02
	滞納繰越分	—	13,024,218	12,064,057	960,161	92.63
	計	142,594,000	107,937,765	94,655,870	13,281,895	87.69
簡易排水施設使用料	現年分	327,000	264,904	227,186	37,718	85.76
	滞納繰越分	—	34,565	34,565	0	100.00
	計	327,000	299,469	261,751	37,718	87.41

(単位:円、%)

区 分		予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	収納率 (C/B)
市立病院医療費 (個人医療費)	現年分		337,660,772	317,185,823	20,474,949	93.94
	滞納繰越分		32,406,425	22,983,387	9,423,038	70.92
	計		370,067,197	340,169,210	29,897,987	91.92
訪問看護利用料 (個人利用料)	現年分		3,382,962	2,918,301	464,661	86.26
	滞納繰越分		387,924	387,924	0	100.00
	計		3,770,886	3,306,225	464,661	87.68
掛合診療所医療費 (個人医療費)	現年分		6,557,372	6,330,168	227,204	96.54
	滞納繰越分		102,926	102,926	0	100.00
	計		6,660,298	6,433,094	227,204	96.59
人間ドック・健診料 (個人負担金)	現年分		21,559,092	21,555,957	3,135	99.99
	滞納繰越分		0	0	0	—
	計		21,559,092	21,555,957	3,135	99.99